

經濟論叢

第 168 卷 第 3 号

中国の流通改革……………	成 生 達 彦 張 洛 霞	1
負債・持分の区分規準の展開と その理論的含意……………	池 田 幸 典	30
資本家支配の根拠（1）……………	坂 本 雅 則	47
発展途上国の環境政策と 先進国企業の参入・退出（2）……………	林 幸 司	66
ジェームス・ハリントン研究と J. G. A. ポーコック（1）……………	竹 澤 祐 丈	80

平成13年 9 月

京 都 大 学 經 済 學 會

負債・持分の区分規準の展開とその理論的含意

——FASB 1990年討議資料を中心に——

池 田 幸 典

I は じ め に

財務会計基準審議会（以下「FASB」と略称）が概念フレームワークにおいて提起している「資産負債アプローチ」¹⁾において、資産から負債を控除した「残余」(FASB [1985] pars. 49-50) としての持分の金額を画定することは、資産負債アプローチに依拠した利益概念である「包括利益」(comprehensive income) の算定にとって重大な問題となる。なぜなら、包括利益は「出資者以外の源泉からの取引その他の事象及び環境要因から生じる一期間における営利企業の持分の変動」(FASB [1985] par. 70) であり、持分の変動を基礎として算定されるからである²⁾。しかし、持分は資産³⁾から負債を控除した「残余」とされることから明らかなように、持分は資産および負債から独立して決定されない (FASB [1985] par. 213) ものであるため、持分金額を決定するためには、資産および負債の金額の画定が前提になる。このような事情から、「負

1) 「資産負債アプローチ」という用語については、藤井 [1997] 53-55ページにそっている。

2) ただし、出資者による投資および出資者への分配といった資本取引による持分の変動は、包括利益からは除外されるわけであるから、FASB も、何らかの資本取引概念を想定しているものとみられる。FASB は、「出資者による投資および出資者への分配」を、「企業と、所有主としての出資者との間の取引」(FASB [1985] par. 68) とみなしているが、「出資者」については、厳密には定義されていない。ゆえに、FASB が想定する資本取引概念（出資者による投資および出資者への分配）の内容は、明示されていない以上不明である。明示されていない FASB の資本取引概念を明らかにするには、慎重な検討が必要となるであろう。

3) FASB 概念フレームワークにおいて資産は、「過去の取引または事象の結果として、ある特定の实体により取得または支配されている、発生の可能性の高い将来の経済的便益である」(FASB [1985] par. 25) と定義されている。

負債・持分の区分」が、持分金額の画定、ひいては持分の変動（ただし資本取引による持分の変動を除く。以下同じ）たる包括利益の算定にとって重要な問題になるのである。

資産負債アプローチを採る FASB の概念フレームワークにおいて、負債と持分を区分する基準は、「過去の取引または事象の結果として、特定の実体が他の実体に対して、将来、資産を譲渡または役役を提供しなければならない現在の義務から生じる、発生の可能性の高い経済的便益の犠牲」という、FASB の負債の定義（FASB [1985] par. 35）である。すなわち、ある貸借対照表項目が負債でなければ、消去法的に持分に区分されることになるのである。しかし、「持分と負債の境界線は、概念上は明確であるにもかかわらず実務上は不明瞭である」（FASB [1985] par. 55）とされる。すなわち負債と持分を具体的にどのように区分するかは、概念フレームワークにおいては、負債と持分の「定義を適用するという実務上の問題」（FASB [1985] par. 59）とされ、FASB 概念書第 6 号では、当該区分の明確化は将来の課題として先送りされているのである。

しかし、金融市場の進展に伴い、負債と持分の両方の性質を持ったさまざまな金融商品が登場し、負債と持分の境界はいっそう曖昧になりつつあり、したがってまたそうであるがゆえに、当該協会の区分基準の画定問題はこんにち、益々その緊急性を高めている。

こうした現状を踏まえて FASB は、1986年 5 月に開始された金融商品プロジェクトにおいて、負債と持分の両方の性質を持った金融商品の会計処理問題を討議事項に加え、1990年 8 月にその成果として討議資料『負債金融商品と持分金融商品の区分、ならびに負債と持分の両性質を持つ金融商品の会計処理に関する諸問題の分析』（FASB [1990]、以下「1990年討議資料」と略称）を公表した。この1990年討議資料は、金融商品プロジェクトの一環として公表され、FASB が金融商品の多様化に伴う「負債・持分の区分問題」に取り組んだ初めての文献である。1990年討議資料についてはすでにいくつかの文献において

紹介・検討がなされているが、FASB が負債と持分をどのように区分するかについての立ち入った検討はほとんど皆無のように思われる。

そこで本稿では、この1990年討議資料の検討において、FASB が負債・持分の区分をどのように具体化しようとしているのかを明らかにした上で、その理論的含意を検討したいとおもう。かかる検討を通じて、ますます複雑になる貸方の区分の明確化について一つの方向を提示できれば幸いである。さらにFASB の過去の基準設定活動の問題点を指摘できれば幸いである。

II 1990年討議資料の概要

まず1990年討議資料の内容を概観しておきたい。1990年討議資料は、以下に見るように、序章と4つの章および3つの付録から成る。以下、1990年討議資料からの引用については、パラグラフ番号のみを記すことにより、出所を示すことにする。

序章 (pars. 1-29)

第1章 基礎的金融商品アプローチ (pars. 30-55)

第2章 負債金融商品と持分金融商品の区分 (pars. 56-228)

第3章 所有者との特定の取引に関する会計処理 (pars. 229-266)

第4章 負債と持分（もしくは資産と持分）の両方の性質を持った複合金融商品に関する、発行者側の会計処理 (pars. 267-419)

付録1 負債金融商品と持分金融商品の区分に関する米国政府機関の試み

付録2 連結財務諸表の経済的単一体理論と親会社理論

付録3 負債金融商品と持分金融商品の区分、並びに負債と持分の両性質を持つ金融商品の会計処理における国際的な試み

1990年討議資料は、討議資料という性格上、様々な議論が網羅されているという意味で「中立的」(Woods and Bullen [1989] p. 47) な議論が展開されている。また、1990年討議資料は、FASB 概念書第6号における財務諸表の構

成要素の定義が変更される可能性を否定しない (par. 29) とするが、そこでは FASB の意図する結論は明示されていない⁴⁾。

上掲の諸章のうち、本稿に直接関係するのは、負債金融商品と持分金融商品の区分の問題を扱った第2章である。そこで、以下では、第2章での議論をやや立ち入ったかたちで追跡していくことにしたい⁵⁾。

第2章では、(A) 現行の概念フレームワークを前提にした議論 (pars. 59-181) と、(B) 現行の概念フレームワークを前提としない議論 (pars. 182-228) に分かれ、さらに (B) は、次の3つの見解に分かれる。

(B-1) 持分を独立して定義し、負債を残余とする見解 (pars. 183-199)

(B-2) 負債と持分の間に第3の要素を追加する見解 (pars. 200-218)

(B-3) 負債・持分の区分を除去する見解 (pars. 219-228)

1 現行の概念フレームワークを前提とした議論

この議論では、強制償還優先株式 (mandatorily redeemable preferred stock)⁶⁾ や自社の株式を対象とした売建プット・オプション (put option written on an enterprise's own stock, 以下「POW」と略称)⁷⁾、あるいは自社の株式を対象とした売建コール・オプション (call option written on an enterprise's own

4) 本稿の目的は、明示されていないが暗示されている結論を、1990年討議資料の検討を通じて明らかにすることである。

5) 1990年討議資料の第1章については、梶田 [1996b] を、第4章については小宮山 [1993] および片賀 [1996] を参照。第3章については、後日の検討に委ねたい。ただし、付録の内容については、ここでは割愛する。本稿では第2章のみを検討するが、第2章を紹介・検討したのもとして、上田 [1994] および梶田 [1996b] が挙げられるので、それらもあわせて参照されたい。

6) 「強制償還優先株式」とは、「特定の時期に特定の価格で償還する義務を内包し、ホルダーに発行企業の資産を譲渡するという、強制的な義務を含む」(par. 78) 優先株のことである。もっとも、「強制償還優先株式」も、優先株式に売建償還オプションが付加された複合金融商品と見られることもできる (American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee [1999] p. 307)。しかし、FASB の1990年討議資料では、強制償還優先株式全体をいかに区分するか議論されている。なお、1990年討議資料における強制償還優先株式の議論については、次を参照。上田 [1994] 179-181ページ、梶田 [1996b] 45ページ。

7) 「自社の株式」という訳語については、池田 [1999a] 67ページ、脚注6)を参照。

stock, 以下「COW」と略称)⁸⁾などの個別の項目について議論が展開されており、「資産か持分の減少か」という問題提起がなされる項目についての議論(pars. 161-181)を除けば、概念フレームワークを前提にした個別項目についての議論では、負債とする見解と持分とする見解の2つが対立的に提示されている。

しかし、おもに問題になっている項目は、株式を買戻す義務たる POW と、株式を発行する義務たる COW である。そこで以下では、POW と COW の会計上の取扱いをめぐる議論に的を絞って1990年討議資料の議論を概観する。

POW は株式オプションの一種であるが、株式を発行した企業がライターとしてプット・オプションを売却する取引である。よって POW に関する取引においては、ライターたる企業は、オプション料を受け取る代わりに、POW が行使された場合には自社の株式(発行済株式)を購入する義務を負うことになり、他方、ホルダーは、オプション料を支払う代わりに、POW を行使した場合には保有する株式を発行会社に売却する権利を得ることになる。

1990年討議資料では、対価を払って自社の株式を買戻す POW を念頭に置いている。すなわち、POW がホルダーによって行使されると、ライターたる企業は自社の株式を一定の価格で対価を支払って買戻さなければならない。この場合、1990年討議資料発行当時に緊急問題タスク・フォース(Emerging Issues Task Force, 以下「EITF」と略称)が定めていた会計ルール(EITF [1987])⁹⁾、および EITF による現行の会計ルール(EITF [1997] p. 874B)¹⁰⁾によれば、POW は持分として処理されることになる。

ところが、1990年討議資料においては、POW の会計処理に関する見解について持分説と負債説の2つが提起されている¹¹⁾。POW を持分とする見解にお

8) COW に該当するものとして、ワラントやストック・オプションが挙げられる。

9) EITF [1987] については、桃田 [1996a], [1996b], [1997] を参照。

10) EITF [1997] については、池田 [1999a], [1999b] を参照。

11) ただし、POW の対象となっている株式(underlying stock)は、「発行者の持分金融商品であることに、何の問題もない」(par. 97)とされている。

いては、POW は自社の株式の買戻しを企業（POW のライター）に義務づけるだけなので、負債ではないという主張がなされる。また、行使を通告された時に十分な資産と持分がない場合には「所有者への資産分配に対する法的制限」（par. 100）が働くが故に、行使の通告があっても自社の株式の買戻しを行う必要はなく、それゆえに POW は負債ではなく持分であるという主張がなされる（par. 100）。さらに、企業が POW によって生じた義務を行使もしくは満期以前に消却しようとするれば、企業は自己の裁量にもとづいて市場で POW を買戻せばよいが、逆に企業は POW のホルダーから買戻しを要求されないで、POW は負債ではなく持分であるということが主張される（par. 101）。

いっぽう、POW を負債とする見解においては、POW がなければ株式の発行者（すなわちライター）は株式を買戻す義務を有しないが、POW 取引を行なうことによって、POW のライターは株式を買戻す義務（すなわち、他者が要求すれば現金その他の資産を引き渡すという強制可能な契約上の義務）を負うので、POW は負債であるということが主張される（par. 102）。この見解のもとでは、ライターは POW を市場価格で買戻すことによって義務を免れ得るから POW は負債であるということが主張され（par. 103）、さらに、この見解の支持者は、持分と見なす見解における「POW [そのもの] はホルダーからの買戻しの義務を企業に課さないから負債ではなく持分である」という見解に対して、「いかなる売建オプションも負債として認識しないことを正当化するために [当該見解が] 利用される可能性がある」（par. 104）と批判する。

COW については、「株式購入ワラントや従業員ストック・オプションのように、企業に特定金額で株式を発行させる義務を持つ金融商品は、負債金融商品か持分金融商品か」（par. 112）という問が發せられ、現行の概念フレームワークの負債と持分の定義に沿った見解と、現行の概念フレームワークの負債と持分の定義に合致しない見解が提示されている¹²⁾。前者は「自己株式は資産

12) 米国の「現行の実務では、COW は持分金融商品と考えられている」（par. 113）。

ではない」(par. 116) ことを前提に、COW は「将来において他の実体に企業の資産を引き渡したり、用役を提供したりする義務を含まない」(par. 119) ために、概念書第6号における負債の定義を満たさず、したがって持分に分類されるというものである。当該見解においては、COW の行使によって生まれる新株主¹³⁾と、既存株主 (preexisting stockholder) の間で価値の移転が起こるだけで、企業実体には何の損益も生まれない (pars. 119-126) という主張がなされる。当該見解は「企業の業績を、全体としての株主集団の『見地』から測定する」(par. 137) ものとされる。すなわち当該見解における「報告実体は、所有者とは独立した別個の経済単位として存在し、経営活動を行っている企業それ自体 (enterprise itself)」(par. 125)¹⁴⁾ ということになる。

後者においては、自己株式は資産ではないという点においては前者と共通するものの、「企業は時として現金その他の資産の代わりに自社の持分金融商品 (株式など) を用いることもあるので、株式を発行する義務は本質的に資産を移転する義務と同じである」(par. 129) という主張がなされる。この見解においては、COW の行使によって既存株主の富の希薄化がなされ、損失が生じるとみなされ、報告実体も「企業それ自体」ではなく、既存株主であるとされる (par. 131)。

2 現行の概念フレームワークを前提にしない議論

つぎに、現行の概念フレームワークを前提にしない議論がどのように展開されているかについて、概観する。

13) もっとも、COW の行使が起こり、COW のホルダーが新株主になるか否かについては、オプション料を受け取った時点では不明である。したがって、COW のライターが COW を取引開始当初から持分とすることについては、オプションに係る権利行使を予断した会計処理であるという批判がなされている (醍醐 [1994] 13ページ)。

14) 「報告実体の概念は、連結財務諸表、持分法および関連事項を含む FASB の別のプロジェクトの課題である」(FASB [1985] par. 24, n. 17) から、報告実体については、FASB の連結会計 (特に連結基礎概念) に関する文献を検討する必要があるが、この点については次稿以降の課題としたい。

(B-1) では、現行の概念フレームワークにおける「資産－負債＝持分」という等式に代えて、「資産－持分＝負債」¹⁵⁾ という等式が提示される (par. 185)。その上で、持分を独立して定義する方法として、(B-1-1)「持分を『絶対的残余』として定義する方法」(pars. 187-190) と、(B-1-2)「所有者の権利とリスクに基づいて持分を定義する方法」(pars. 191-199) という2つの方法を挙げる。(B-1-1) においては、「絶対的残余」の範囲をめぐってさらに意見が分かれ、普通株式のみを絶対的残余とする見解や、参加優先株式を絶対的残余に含める見解などが存在する (par. 188) とされる。(B-1-2) においては、投票権の存在をもって持分とする見解 (par. 193) や、所有者と同レベルのリスクを有していることをもって株式以外の債券 (ジャンク債や高利回り債など) を持分とする見解などが存在する (par. 198) とされる。

(B-2) について FASB は、3つの例を挙げている。第1は、米国証券取引委員会 (以下「SEC」と略称) の会計連続通牒第268号「財務諸表における償還優先株式の表示」(SEC [1979]) によって提起され、EITF の Issue No. 87-31 (EITF [1987]) によって明示された「一時的持分」(temporary equity) 説である。第2は、Melcher [1973] において提唱されている「偶発持分金融」(contingent equity financing) 説である。第3は米国の銀行規制機関¹⁶⁾ による銀行の自己資本比率規制において用いられる「階層2」(Tier II) 説である。一時的持分と階層2はともに「準持分」というべきものであり (par. 206)、偶発持分金融は「準負債」に近いものである (par. 217)。(B-2) を採る場合、「多階層的な利益概念が必要となる」(par. 209) とされる。

(B-3) に関しては、「法的には貸手と株主の区分を強調するが、経済的には、この両者は同じである」という Barle and Means [1932] の見解と、「資産＝

15) この「資産－持分＝負債」という等式は、単なる算式としては成立しうるかもしれない。しかし、「資産－持分＝負債」という等式を会計等式としてみた場合、この等式は、資産と持分が同質でなければ成立しないため、「会計等式として意味を持ちうるのか」という疑問が提示されている (徳賀 [1997] 112ページ)。

16) 1990年討議資料では、3つの銀行規制当局として、通貨管理局、連邦準備委員会、連邦預金保険会社を挙げている (par. 205)。

持分」¹⁷⁾という Paton [1922] の会計等式が引用されている (pars. 221-223)。そして、この見解の支持者は、「一般的に、金融商品を、企業の資産に対する請求権の優先順位に従って並べようとする」(par. 220) ので、「負債と持分を分ける単一の区分線を引き続けるよりも、それらの優先権についてできるだけ多くの情報を提供の方が意義があろう」(par. 220) と考えるとされる。以上のことから、負債・持分の区分を放棄する見解は、おもに情報提供の視点から論じられていることがわかる¹⁸⁾。

以上に見てきたような3つの見解はいずれも、現行の概念フレームワークの根本的な変更の可能性を想定している。こういった「より過激な代案」(par. 13) が採用されれば、現行の FASB 概念フレームワーク、とりわけ概念書第6号における財務諸表の構成諸要素の定義は、再検討および修正を余儀なくされるであろう。

なお、(B) では、個別の項目については論じられていないし、詳細な議論も展開されていない。たんに、各見解の支持者に対してより一層の詳細な議論を FASB は要請しているのみである。たとえば、見解 (B-1) については、そこで挙げられた様々な見解を実行する方法についての詳細を述べるように要請している (pars. 186, 189, 192) し、見解 (B-2) および見解 (B-3) については、利益の概念規定および利益の測定についての詳細を述べるように要請している (pars. 209, 228)。よって、これらの議論は、内容的に十分展開されたものとはいえないであろう。この点において、(B) に関する議論と、(A) に関する議論とでは、FASB のスタンスに大きな相違があることを指摘せざるをえない。

17) ここでの「持分 (equities)」には、現行の概念フレームワークの負債と持分 (equity) が含まれる (par. 222)。

18) したがって、このような見解を「閉鎖志向的企業実体アプローチ」(Kimmel and Warfield [1993] p. 31) と呼ぶ論者もいる。

III 1990年討議資料における FASB の意図

前節でみてきたように、1990年討議資料第2章では、おもに負債・持分の区分が問題になる個別金融商品（強制償還優先株式も個別金融商品とみなされている）について議論が展開されている。そのさい、前半で概念フレームワークに依拠した議論が行われ、後半で概念フレームワークに依拠しないアプローチについて議論が行われている。しかも、概念フレームワークに依拠した議論では個別項目についての細部にわたる議論がなされているが、概念フレームワークに依拠しないアプローチについての議論では個別項目についての議論は一切なされない。さらに、概念フレームワークに依拠しないアプローチについては、それらのアプローチの支持者に詳細な議論を求めるかたちで、そのアプローチの問題点を指摘するにとどまっている。以上の理由から、FASB は1990年討議資料において、（前者の議論と後者の議論を比較すると）後者の議論に対してきわめて消極的な態度をとっているものと解さざるをえない。

さらにまた、序章では、概念フレームワークに依拠しない3つのアプローチ（すなわちB-1、B-2、B-3）に関し、「現行の負債・持分の区分に対して、より過激な変更を行うことを、FASB は真剣に考えるべきか否か」（par. 25. 傍点は引用者）との問題を提起していることも看過できないであろう。というのは、こうした問題提起それ自体が、1990年討議資料の作成時点において、これらのアプローチについてFASB が真剣に考えていないことを暗示しているからである。つまり、議論の網羅性を保つためにこれらのアプローチをたんに形どおりに提起し、もしかりにコメント・レターなどでこれらのアプローチを求める声が高まればそれをおそらくは不本意ながら）検討しようとしたとさえ解釈しうるのである。また、第4章の冒頭では、現行の財務諸表の構成諸要素について、概念フレームワークを前提にすることが明示的にうたわれている。これらのことからFASB は、少なくとも1990年討議資料の時点においては、概念フレームワークにおける財務諸表の構成諸要素の構造を変更する意図を有

していないことが理解されるのである。

また第4章では、議論を行うための前提として、相手方に現金その他の資産を引渡す義務(POW)は負債であり、相手方に株式等の持分金融商品を引渡す義務(COW)、および優先株式は持分であるという仮定を置いている。これらの仮定がなければ、第4章の議論はそもそも成立せず、したがってこれらの前提それ自体が第2章におけるFASBの意図を物語るものと考えられる。

以上を要するに、1990年討議資料においてFASBは、概念フレームワークにおける財務諸表の構成諸要素の構造を変更しないことを念頭に置いたうえで、相手方に現金その他の資産を引渡す義務(POW)は負債に、相手方に株式等の持分金融商品を引渡す義務(COW)および優先株式は持分に、それぞれ区分しようとしていることが、明らかになるのである。

IV 1990年討議資料における「負債・持分の区分」の具体的規準

では、FASBは1990年討議資料において具体的にどのように負債と持分を区分しようとしているのであろうか。本節ではこの問題を、前節の検討を手掛りにしながら具体的に考察してみようと思う。

この問題を検討する手掛りになるのは、1990年討議資料第4章における前提である。1990年討議資料第4章では、転換社債や、プット・オプション付普通株式などの「複合金融商品」について議論が行われるが、その議論に先立ち、1990年討議資料第2章で提起された問題に対して、「現行の財務諸表の諸要素の(定義の)構造を維持すること」(par. 269)と、「ワラント等の持分金融商品を発行する義務(つまりCOW—引用者注)および優先株式を持分とする一方、自社の株式を対象とした売建プット・オプション(POW)等の株式買戻義務を負債とすること」(par. 268)を仮定している。これらの仮定は第4章の前提であり、前述のようにこの仮定がなければ第4章の議論は成立しない。ゆえに、これらの仮定はそれ自体がFASBの意図を示すものであると考えられる。

COW については、「自社の株式を発行する義務を伴う金融商品は、負債金融商品か持分金融商品か」(par. 112) という問いが発せられ、これを「株式を発行する義務」とみる説が提示されている。これらの仮結論は、「株式買戻義務は負債であり、株式発行義務と優先株式は持分である」と言い換えることができるであろう。1990年討議資料第2章において FASB は、強制償還優先株式についてこれを「株式を買戻す義務」として検討しているが、それ以外の優先株式については何も論じていない。このことから、焦点は、株式買戻義務が負債とされ、株式発行義務が持分とされる規準のいかんであることが理解される。株式買戻義務は、義務の履行において、現金等の資産を引き渡すことになる。一方、株式発行義務は、義務の履行において、株式（すなわち持分金融商品）を引き渡すことになる。つまり、1990年討議資料においては、現金等の資産を引き渡す義務は負債であり、株式等の持分金融商品を引き渡す義務は持分であるという仮定がなされ、FASB は、義務の履行において引き渡される対象物の性格によって、負債と持分を区分しようとしていることがわかる。

これは FASB 概念フレームワークが示している負債および持分の定義に沿った規準であるといえるであろう。概念フレームワークにおいては、負債がまず「発生の可能性の高い経済的便益の犠牲」(FASB [1985] par. 35) と定義され、そのちに持分が「資産から負債を控除した金額」(FASB [1985] pars. 49-50) と定義される。よって、FASB 概念フレームワークにおいては、貸借対照表において負債でない貸方項目はすべて持分に区分されることになる。持分金融商品を引き渡す義務は、義務の履行による持分金融商品の引き渡しから経済的便益（つまり資産）の犠牲を生まないことを理由に、FASB は持分金融商品を引き渡す義務を持分としているのである¹⁹⁾。換言すると、FASB は1990年討議資料において、資産を犠牲にしない義務を持分と区分しようとしている一方で、資産を犠牲にする義務を負債に区分しようとしているのである。以上が、FASB が1990年討議資料において想定している「負債・持分の区分」

19) 名越 [1995] 126ページ、および名越 [1999] 154ページを参照。

に関する具体的規準である。

その後、FASB が「負債と持分に関する概念上の定義が変更される可能性を追求しないことを1992年2月26日に決定した」(FASB [1993] par. 263) ことにより、1990年討議資料におけるこの規準はその後の基準設定においても踏襲され、「概念書第6号は、ある証券が、保有者にその資産を引き渡す（あるいは用役を提供するためにその資産を使用する）義務を、発行者に負わせるか否かに基づいて負債と持分を区分する」(FASB [1993] par. 164, FASB [1995a] par. 215) こととされている。このことから、1990年討議資料において想定されていた「負債・持分の区分の規準」は、以後の討論においてもそのまま継承されていったことがわかる。

しかしこのような規準がそのまま適用されると、既存の会計ルールのごくいくつかは修正を余儀なくされるであろう。とりわけ強制償還優先株式や POW 等の、一定価格で自社の株式を現金もしくは資産で買戻す義務に関する会計ルールについては、修正の必要があろう。強制償還優先株式の現行の会計ルール (SEC [1979]) は、強制償還優先株式を「一時的持分と表示すべし」と規定しているが、このルールは負債と持分の中間項目を認めるものであり (Nair et al. [1990] p. 36)、本稿でみてきたような負債・持分の区分に関する議論からすれば、かかるルールは FASB としては容認しえないはずである。よって、一定価格で自社の株式を現金もしくは資産で買戻す義務が優先株式に付加された強制償還優先株式は、米国会計学会が述べている (American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee [1999] p. 307) ように、優先株式に負債の要素が付加されたものとして、優先株式部分は持分とする一方で、償還オプション部分は負債とするのが、論理整合的な会計処理となるであろう。また、POW についても、一定価格で自社の株式を現金もしくは資産で買戻すことがライターに義務づけられている場合については、現行のルールでは持分となる (EITF [1997] p. 874B) が、こうした規準が適用されれば POW は負債として処理されるべきであろう。

また、この規準によれば、少数株主持分は「少数株主に対して現金を支払うか他の資産を分配すべき当該企業の現在の義務を表しているものではない」(FASB [1985] par. 254) ため、負債ではなく持分に区分されるであろう。そして、少数株主持分が持分であるということと論理整合的な連結基礎概念が FASB において採られることになるであろう²⁰⁾。

こうした修正を通じてはじめて、基準設定の段階においても、概念書第 6 号の定義が貫徹されることになるのである。

V 総括と今後の課題

本稿では、1990 年討議資料の検討を通じて、「負債・持分の区分の規準」とその含意について検討してきた。その議論を整理すると、以下のとおりとなる。

- (1) 1990 年討議資料において FASB は、現行の概念フレームワークの維持を念頭に置いており、現行の概念フレームワークを変更する意図を有していない。
- (2) そして FASB の 1990 年討議資料においては、資産を引渡す義務を負債とみなし、持分金融商品を引渡す義務を持分と区分しようとしている。こうした規準は、FASB の概念フレームワークの負債および持分の定義に合致しているものと考えられる。
- (3) この規準が FASB によって適用されれば、POW や償還優先株式などの、株式を買戻す義務に関する米国の現行規定やルールは、一定の修正を余儀なくされるであろう。また、少数株主持分は将来の経済的便益の犠牲にならないという理由で持分とされ、そのことと論理整合的な連結基礎概念が採用されるであろう。

20) 連結基礎概念の問題を扱った FASB 討議資料 (FASB [1991]) では、経済的単一概念において少数株主持分が持分とされている (FASB [1991] pp. 34-35)。したがって FASB は連結基礎概念として経済的単一概念を採用しようとしているものと解される。げんに 1995 年に公表された FASB 公開草案 (FASB [1995b]) では、経済的単一概念が採用されている。

FASB が想定するような負債・持分の区分規準は、将来の経済的便益の犠牲、すなわち資産の引渡しという FASB 概念フレームワークの負債の定義を適用した結果にほかならない。概念フレームワークにおいて、財務諸表の構成諸要素の定義、とりわけ「将来の経済的便益」たる資産概念の定義を中心にした会計計算構造を構築してきた FASB にとってはこうした規準は、きわめて論理整合的な規準といえるであろう²¹⁾。しかし、現行の会計基準は必ずしもこの規準のとおりになっていないので、既存の会計基準の中で修正を要するものがあるであろう。こうした問題は概念フレームワークの適用の次元における問題であり、過去の FASB の基準設定活動が、必ずしも概念フレームワークに依拠するかたちで展開されていなかったことを示唆するものと考えられるのである。

(2000年10月19日脱稿)

参考文献

- 安藤英義 [2000] 「会計の進展と簿記の混乱」(森田哲彌編『簿記と企業会計の新展開』中央経済社) 19-32ページ。
- 池田幸典 [1999a] 「自社の株式を対象とした売建プット・オプション取引における会計問題(1)」『経済論叢』第164巻第2号, 66-86ページ。
- [1999b] 「持分概念の曖昧さと会計実務における弾力性」『経済論叢』第164巻第6号, 160-186ページ。
- 上田幸則 [1994] 「FASB の負債概念と持分概念の検討方向」『同志社大学大学院商学論集』第29号, 172-197ページ。
- 柿田龍三 [1996a] 「自己株式を対象としたプット・オプションの会計問題」『旬刊経理情報』第788号, 30-35ページ。
- [1996b] 「負債と持分の区分の会計問題」『日本文理大学商経学会誌』第15巻第1号, 29-56ページ。
- [1997] 「デリバティブと自己株式会計」『会計』第151巻第5号, 33-46

21) しかし、FASB のような、負債の定義だけを機械的に適用して負債か持分かを決定する負債と持分の区分の規準は、分配可能利益計算を会計の第一義的目的とする従来の伝統的な簿記を混乱させる(安藤 [2000] 27ページを参照) 要因ともなりうる。

ページ。

古賀智敏 [1996] 『デリバティブ会計』 森山書店。

小宮山賢 [1993] 「新株引受権付社債と転換社債の発行者側の会計処理の諸問題」
(安藤英義・新田忠誓編『会計学研究』中央経済社) 105-123ページ。

醍醐 聰 [1994] 「新株引受権の会計処理」『税経セミナー』第39巻第3号, 10-15
ページ。

徳賀芳弘 [1997] 「負債と資本の区分(1)」『企業会計』第49巻第7号, 110-112
ページ。

名越洋子 [1995] 「新株引受権付社債の会計問題」『会計』第147巻第4号, 121-131
ページ。

—— [1999] 「複合金融商品の会計問題」(醍醐聰編著『国際会計基準と日本の
企業会計』中央経済社) 149-159ページ。

藤井秀樹 [1997] 『現代企業会計論』 森山書店。

American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee
[1999] "Comment Letter on the FASB: Liability and Equity," *Accounting
Horizons*, Vol. 13, No. 3, pp. 305-307.

Barle, A. A. and G. C. Means [1932] *The Modern Corporation and Private Proper-
ty*, The MacMillan Company. (北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』文雅堂
書店, 1958年)。

Emerging Issues Task Force (EITF) [1987] *Sale of Put Option on Issuer's Stock*,
Issue Summary/Minutes, Issue No. 87-31.

—— [1997] *Accounting for Derivatives Financial Instruments Indexed to, and
Potentially Settled in, a Company's Own Stock*, Issue No. 96-13, in *EITF
Abstracts: A Summary of Proceedings of the FASB Emerging Issues Task Force*,
as of September 19, 1997, ed. by FASB, pp. 871-874G.

Financial Accounting Standards Board (FASB) [1985] *Elements of Financial State-
ment*, Statement of Financial Accounting Concepts No. 6. (平松一夫・広瀬義州
訳 [FASB 財務会計の諸概念 [改訂新版]] 中央経済社, 1994年)。

—— [1990] *an analysis of issues related to Distinguishing between Liability and
Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both*,
Discussion Memorandum.

—— [1991] *an analysis of issues related to Consolidation Policy and Procedures*,
Discussion Memorandum.

—— [1993] *Accounting for Stock-Based Compensation*, Exposure Draft.

—— [1995a] *Accounting for Stock-Based Compensation*, Statement of Financial

Accounting Standards No. 123. (ストック・オプション等株式関連法集制度研究委員会訳「ストック・オプション等の会計をめぐる論点」企業財務制度研究会, 1999年)。

—— [1995b] *Consolidated Financial Statements: Policy and Procedures*, Exposure Draft.

Kimmel, P. and T. D. Warfield [1993] "Variation in Attributes of Redeemable Preferred Stock: Implications for Accounting Standards," *Accounting Horizons*, Vol. 7, No. 2, pp. 30-40.

Melcher, B [1973] *Stockholders' Equity*, Accounting Research Study No. 15, American Institute of Certified Public Accountants.

Nair, R. D., I. E. Rittenberg and J. J. Weygandt [1990] "Accounting for Redeemable Preferred Stock: Unresolved Issues," *Accounting Horizons*, Vol. 4, No. 2, pp. 33-41.

Paton, W. A. [1922] *Accounting Theory*, The Ronald Press Company.

Securities and Exchange Commission (SEC) [1979] "Presentation in Financial Statements of 'Redeemable Preferred Stocks'," *Accounting Series Release*, No. 268, SEC Docket, Vol. 17, No. 20, pp. 1412-1419.

Woods III, C. C. and H. G. Bullen [1989] "An Overview of the FASB's Financial Instruments Project," *Journal of Accountancy*, Vol. 168, No. 5, pp. 43-47.